

令和８年１０月１日より要綱が改正されました。

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱

- ・ 川崎市狭あい道路拡幅整備要綱
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A 【市内全域・公道用】
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A 【市内全域・私道用】
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A 【モデル地域・公道用】

川 崎 市

担 当：まちづくり局 指導部 建築審査課

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、地域の生活環境の改善と、安全で住み良い防災まちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 狭 あ い 道 路 | 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又はこれに準ずる道をいう。 |
| (2) 建 築 主 等 | 狭あい道路に接する敷地に建築物を建築又は工作物を築造しようとする土地所有者等をいう。 |
| (3) 土 地 所 有 者 等 | 狭あい道路に接する建築物若しくは工作物の土地の所有者又は建築物若しくは工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者をいう。 |
| (4) 後 退 線 | 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線又は法第42条第2項の規定による道路に準じた道の境界線とみなされる線をいう。 |
| (5) 後 退 用 地 | 狭あい道路と後退線にはさまれた土地をいう。 |
| (6) 隅 切 用 地 | 後退線と他の後退線又は道路（法第42条第1項各号に規定する道路）の境界線が内角120度以内で交差する隅角部で、原則として、2mの底辺を有する二等辺三角形の土地をいう。 |
| (7) 後 退 用 地 等 | 後退用地及び隅切用地をいう。 |
| (8) 整 備 支 障 物 件 | 後退用地等に存する生け垣、門、塀、擁壁等の物件をいう。 |
| (9) 拡 幅 等 整 備 | 後退用地を市に寄附することを前提として、別表第1に定める区分に応じ後退用地等の整備を行うことをいう。 |
| (10) 舗 装 等 整 備 | 別表第2に定める区分に応じ後退用地等の整備を行うことをいう。 |

(モデル地域)

第3条 市長は、拡幅整備を行う必要性が高いと認める地域のうち、拡幅等整備を先行的に実施及び検証を行うためモデル地域を定めるものとする。

2 モデル地域は、別表第3のとおりとする。

(対象となる道路)

第4条 この要綱により拡幅整備の対象となる狭あい道路は、原則として、境界が確定している狭あい道路とする。この場合において、モデル地域における狭あい道路については、拡幅等整備又は舗装等整備（以下「後退用地の整備等」という。）の実施対象とし、その他の地域における狭あい道路については舗装等整備の実施対象とする。

(事前協議)

第5条 建築主等は、前条に規定する道路に接する敷地に、建築物の建築又は工作物の築造等を行う場合は、原則として、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第4項の規定による法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者への通知（以下「確認申請等」という。）を行う前に、次の各号に定める申出書に各様式に定める図書を添えて市長に提出し、後退用地の整備等について協議するものとする。

(1) モデル地域の公道を含む狭あい道路で、拡幅等整備を希望する場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道・拡幅等整備用）（第1号様式）

(2) 前号に掲げるものを除き、公道を含む狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第2号様式）

(3) 前2号に掲げるものを除き、公道を含まない狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第3号様式）

2 前項に規定する協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 前項第1号の場合は、後退用地等の拡幅等整備及び維持管理並びに整備支障物件の除却費等の助成及び隅切用地の奨励金

(2) 前項第2号の場合は、後退用地等の舗装等整備及び維持管理並びに整備支障物件の除却費等の助成

(3) 前項第3号の場合は、後退用地等の舗装等整備及び維持管理

3 第1項に規定する協議は、次に掲げる期日までに開始するものとする。

(1) 第1項第1号の場合は、確認申請等を行う30日前

(2) 第1項第2号及び第3号の場合は、確認申請等を行う前

- 4 公道を含む狭あい道路のうち、拡幅等整備を希望する場合は後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）（第4号様式）を、拡幅等整備の対象外となる地域で後退用地を市に寄附する場合は土地所有者が後退用地寄附申出書（公道用）（第5号様式）を、様式に定める図書を添えて、市長に提出するものとする。
- 5 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地等の拡幅等整備を市で行う場合は、建築主等が拡幅等整備承諾書（第6号様式）を、舗装等整備を市で行う場合は、建築主等が舗装等整備申出書（公道用）（第7号様式）を、様式に定める図書を添えて、市長に提出するものとする。
- 6 公道を含まない狭あい道路の場合、建築主等は、第1項に規定する協議完了後、後退用地等の舗装等整備を市で行う場合は、舗装等整備申出書（私道用）（第8号様式）並びに後退用地等の境界及び舗装等整備に係る承諾書（私道用）（第9号様式）に、様式に定める図書を添えて、市長に提出するものとする。

（後退線及び中心線等の位置）

第6条 市長は、前条第1項に規定する協議完了後、公道を含む狭あい道路の場合は、後退線及び隅切用地の位置を明示する後退杭等を、公道を含まない狭あい道路の場合は、後退線、隅切用地及び中心線の位置を明示する後退杭及び中心杭等を支給するものとする。ただし、隅切用地の位置を明示する後退杭等の支給は、当該用地の舗装を市で行う場合に限る。

- 2 建築主等は、前項の規定により支給された後退杭等又は後退杭及び中心杭等を所定の位置に設置した場合においては、その位置について市長の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定は、前条第5項に規定する拡幅等整備承諾書が提出された場合は適用しない。

（後退用地等の整備）

第7条 市長は、第5条第5項の規定による拡幅等整備承諾書が提出された場合には、申出書の内容を審査し、支障が無いと認められるものについては、後退用地等の拡幅等整備を行うものとする。

- 2 市長は、第5条第5項若しくは第6項の規定による舗装等整備申出書が提出された場合には、申出書の内容を審査し、支障が無いと認められるものについては、後退用地等の舗装等整備を行うものとする。
- 3 建築主等は、市長が行う後退用地等の整備前に、後退用地に存在する建築物、工作物、

要領に定める整備支障物件のほか庭石、浄化槽等その他の後退用地等の整備に支障が生ずるものを全て取り除き、砂利や土等により整地し、整備可能な状態にしておかなければならない。ただし、仮舗装している場合又は既存舗装が残存している場合等において市長が支障がないと認めるときは、砂利や土等での整地を要しない。

- 4 市長は、後退用地等の整備が完了した時は、後退用地内に後退表示板を設置するものとする。

(後退用地等の維持管理)

第8条 第5条第2項に規定する後退用地等の維持管理は、原則として、次に定めるところによる。

- (1) 舗装等整備申出書（公道用）又は舗装等整備申出書（私道用）に基づき市長が整備した後退用地等の維持管理は、建築主等が行うものとする。
- (2) 前号において、後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合における後退用地の維持管理については、建築主等及び土地所有者が行うものとする。この場合の維持管理は、市長が申出書の内容を審査し、支障が無いと認め寄附を受けた後退用地の市管理道路への編入までとする。
- (3) 前二号の規定にかかわらず、後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）に基づき後退用地が土地所有者から市に寄附される場合で、拡幅等整備承諾書が提出されたときは、後退用地の所有権が市に移転するまでの間、当該後退用地の維持管理は建築主等及び土地所有者が行うものとする。

(私道に関する拡幅支援)

第9条 市長は、第3条第1項に規定するモデル地域において、私道における拡幅を円滑に進めるため、関係権利者の合意形成等に関する課題について調査・研究を行い、必要に応じて支援を行うことができる。

(登記等の手続き)

第10条 市長は、第5条第4項に規定する後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）又は後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地等が土地所有者から市に寄附される場合は、次の区分に応じて測量及び登記手続きを行うものとする。

- (1) 後退用地等の拡幅等整備を市で行う場合は、第5条第1項に規定する協議の期間中に測量及び作図を行い、協議完了後に分筆登記を実施する。
- (2) 後退用地等の拡幅等整備を市で行わない場合またはモデル地域以外の地域の場合は、

建築主等による寄附に必要な後退用地等の整備完了後に、その用地の範囲を確定するための測量及び登記手続きを行う。

(助成金及び奨励金)

第 11 条 市長は、第 5 条第 4 項に規定する後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）又は後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地等が市に寄附される場合は、後退用地等の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の除却等に対して、その費用の一部を助成するものとする。ただし、モデル地域においては、整備支障物件の除却等であって、当該整備支障物件以外の建築物の建築を伴わないものに限る。

2 市長は、第 5 条第 4 項に規定する後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）に基づいて隅切用地が市に寄附される場合で、同条第 5 項に規定する狭あい道路拡幅整備申出書が提出されたときは、奨励金を交付するものとする。

3 第 1 項に規定する助成金又は第 2 項に規定する奨励金に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(非課税措置)

第 12 条 市長は、第 7 条第 2 項の規定により舗装等整備を行った場合においては、土地所有者の申請による後退用地等に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（公道・私道共用）（第 10 号様式）により、当該用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、適用しない。

(拡幅等整備費の返還)

第 13 条 市長は、偽りその他不正の手段により、第 5 条に規定する拡幅等整備を受けたものがあるとき又はやむを得ない事由と市長が認めた場合を除き、建築主等の都合により後退用地等の寄附が取りやめになったときは、当該拡幅等整備に要した費用に相当する金額を、当該建築主等に返還を命ずることができる。

2 市長は、拡幅等整備に要した費用の返還を命ずる場合は、狭あい道路拡幅整備助成金等返還命令書により期限を定めて、拡幅等整備を受けた者に当該費用の返還を命ずることができる。

(原状回復)

第 14 条 市長は、建築主等が第 8 条に規定する後退用地等の維持管理において故意又は重大な過失により舗装部分を破損した場合においては、建築主等に対して原状回復を求め

るものとする。

(適用の除外)

第 15 条 この要綱は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の開発行為の許可を伴う事業。
- (2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による土地区画整理事業。ただし、昭和 63 年 9 月 30 日以前に行われた土地区画整理事業区域内に存する狭あい道路については、この限りでない。
- (3) 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を伴う事業。ただし、昭和 63 年 9 月 30 日以前に道路の位置の指定を受けたものについては、道路の位置の指定部分を除きこの限りでない。
- (4) 既に後退用地を寄附しており、公道の境界線が後退用地と一致する場合。

2 第 5 条第 4 項は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
- (2) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。
- (3) 公道を含まない狭あい道路については、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。
- (4) 現場の状況等により、市長が判断した場合。

3 第 5 条第 5 項、第 7 条及び第 8 条の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
- (2) 法人申請で行われる事業。ただし、拡幅等整備の場合その他市長が認める場合についてはこの限りではない。
- (3) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。
- (4) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小などの理由により整備が困難な場合。ただし、拡幅等整備（舗装整備を除く）の場合についてはこの限りではない。
- (5) 公道を含まない狭あい道路については、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。
- (6) 現場の状況等により、市長が判断した場合。

4 第 5 条第 6 項の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
- (2) 原則として、法人申請で行われる事業。

- (3) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。
 - (4) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小などの理由により整備が困難な場合。
 - (5) 公道を含まない狭あい道路については、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。
 - (6) 現場の状況等により、市長が判断した場合。
- 5 第6条第1項及び第2項の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
 - (2) 公道を含まない狭あい道路については、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。
- 6 第9条の規定は国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業には適用しない。
- 7 第10条の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
 - (2) 法人申請で行われる事業。ただし、拡幅等整備の場合その他市長が認める場合についてはこの限りではない。
 - (3) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。
 - (4) 公道を含まない狭あい道路について、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合
 - (5) 現場の状況等により、市長が判断した場合。
- 8 第11条及び第13条の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。
 - (2) 法人申請で行われる事業。ただし、拡幅等整備の場合その他市長が認める場合についてはこの限りではない。
 - (3) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。
 - (4) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小などの理由により整備が困難な場合。ただし、拡幅等整備（舗装整備を除く）の場合についてはこの限りではない。
 - (5) 公道を含まない狭あい道路について、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。
 - (6) 現場の状況等により、市長が判断した場合。
- 9 第12条及び第14条の規定は次のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業。

(2) 法人申請で行われる事業。ただし、拡幅等整備でやむを得ず寄附できず舗装のみした場合その他市長が認める場合についてはこの限りではない。

(3) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。

(4) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小などの理由により整備が困難な場合。

(5) 公道を含まない狭あい道路の場合は、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。

(6) 現場の状況等により、市長が判断した場合。

(登記事項証明書の省略)

第 16 条 第 5 条の規定に基づき提出する登記事項証明書は省略できるものとする。

(準 用)

第 17 条 この要綱は、次に掲げるものに準用する。

(1) 狭あい道路に接する土地所有者等が建築物の建築又は工作物の築造等を伴わずに後退することにより生じる後退用地

(2) 狭あい道路に接する土地所有者が建築物の建築又は工作物の築造等を伴わずに寄附を希望する場合の後退用地

(3) 狭あい道路に接する土地所有者等が後退用地等の整備を受けずに拡幅した後退用地で、当該整備を希望するもの

(委 任)

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

(寄附をしない場合でも市長が後退用地の整備を行うようにした。)

(経過措置)

2 この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(公道を含まない場合でも市長が後退用地の整備を行うことができるようにした。)

(経過措置)

- 2 この要綱は、公道を含む狭あい道路の場合は、平成 11 年 12 月 1 日以降、公道を含まない狭あい道路の場合は、平成 18 年 3 月 1 日以降、第 4 条第 1 項に規定する協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

(組織改編による変更をした。)

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(組織改編による変更をした。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(所要整備による様式の変更をした。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(市長が隅切用地の整備を行うようにした。また、法人申請で行われる事業等の場合でも、後退用地を市に寄附することをできるようにした。)

(経過措置)

- 2 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。
(所要整備による様式の変更をした。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。
(所要整備による様式の変更をした。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月14日から施行する。
(法改正及び所要整備による変更をした。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
(市長が拡幅等整備を行うようにした。また、隅切用地に関する奨励金の追加や法人による申請の取り扱いを変更した。)
(経過措置)

- 2 この要綱は、令和8年10月1日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

別表第1 (第2条第9号関係)

拡幅等整備の種別・内容・対象

種別	内容	対象
測量・作図	道路中心線及び後退区域の確定並びに分筆登記に必要な測量・作図	公道 (寄附する)
登記	寄附する土地の分筆登記及び所有権移転登記	公道 (寄附する)
助成金額の積算	助成金額算定のため、市が現地調査を行い、助成金の見込額を提示	公道 (寄附する)
L型側溝の移設	道路の拡幅に伴い、L型側溝を拡幅後の境界線まで後退移設	公道 (寄附する)
電柱移設	電力柱及び電信電話柱の後退移設を当該電柱の所有者に依頼	公道 (寄附する)

市境界標の復旧	正しい位置に市境界標（市杭・鋌等）がない場合に復旧	公道（寄附する）
舗装整備及び付随作業	舗装及びこれに付随する作業	公道（寄附する）
その他	上記の他、後退用地の寄附に必要な整備等（縁石による後退位置の明示等）	公道（寄附する）

別表第2（第2条第10号関係）

舗装等整備の種別・内容・対象

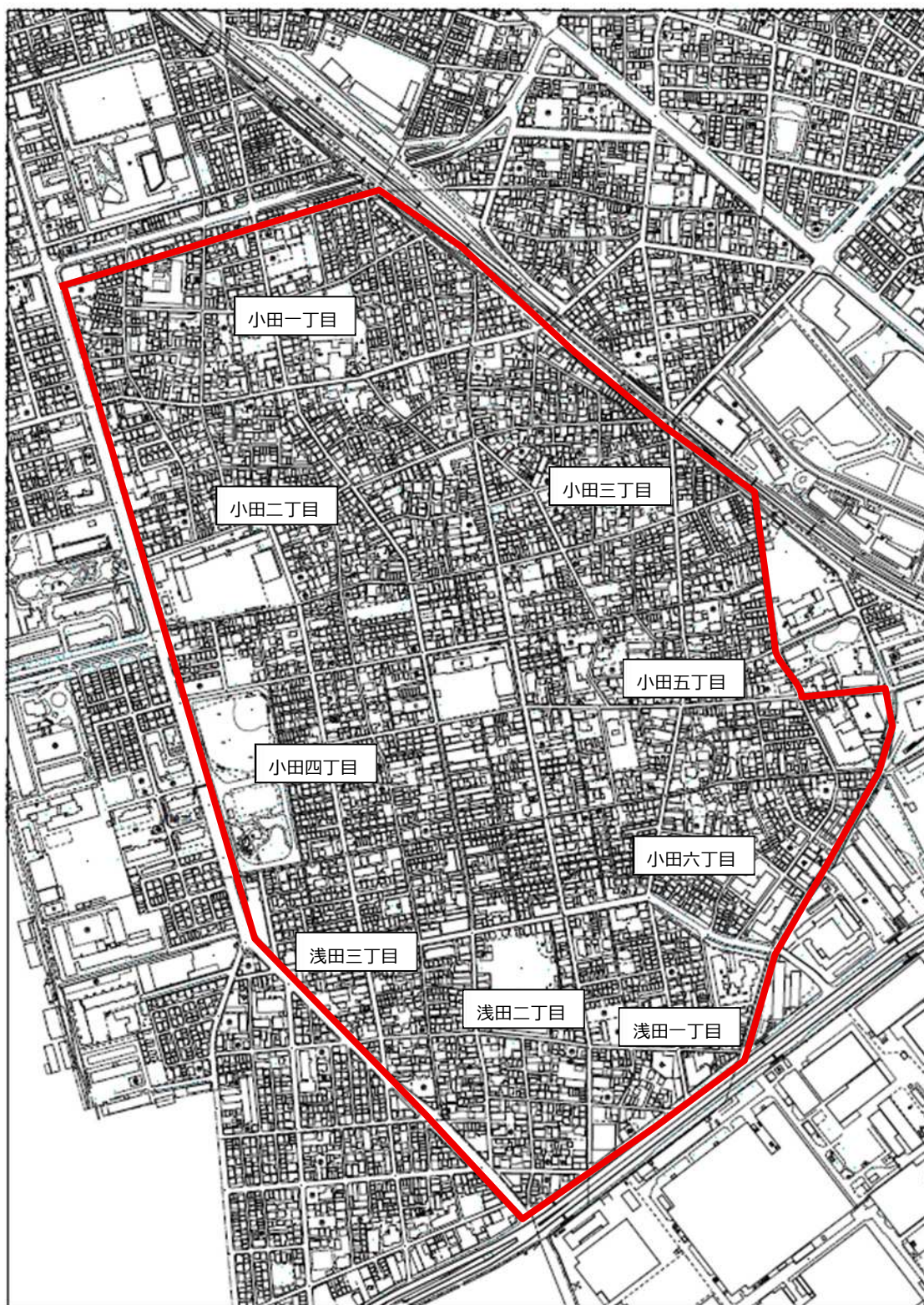
種別	内容	対象
舗装整備及び付随作業	舗装及びこれに付随する作業	公道（寄附する） 公道（寄附しない） 私道

別表第3（第3条第2項関係）

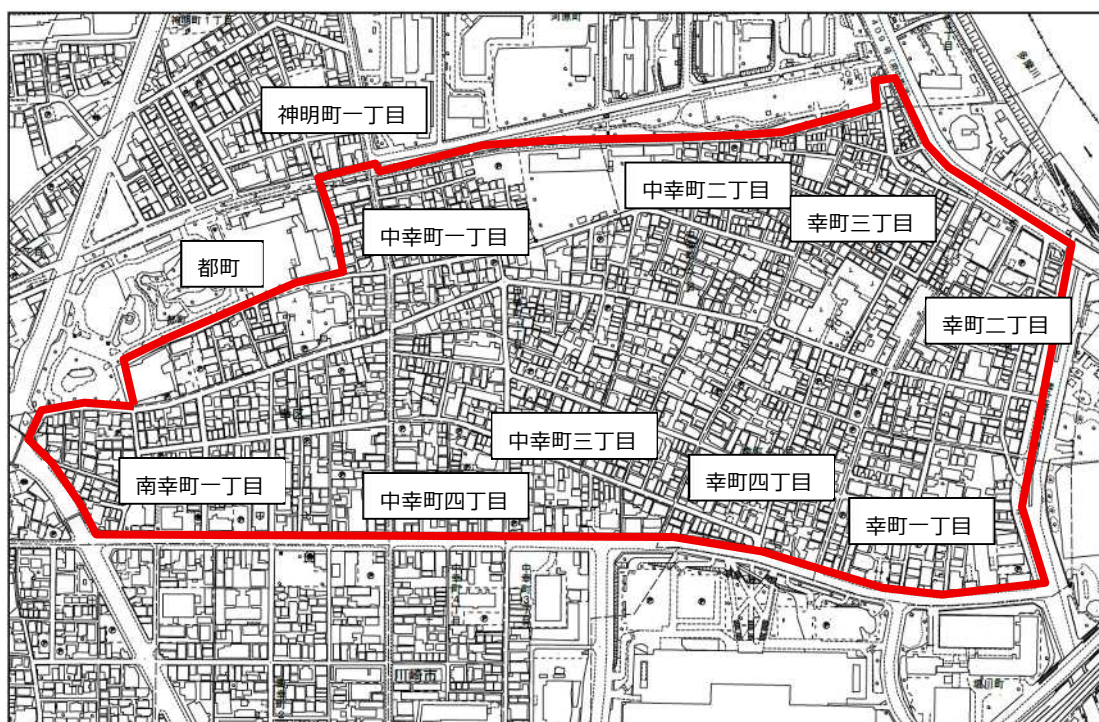
モデル地域

地区名	対象区域
小田周辺地区	小田1丁目の一部、2丁目から6丁目、浅田1丁目から2丁目及び3丁目の一部
幸町周辺地区	幸町1丁目から3丁目の各一部、4丁目、中幸町1丁目から2丁目、3丁目から4丁目の各一部、南幸町1丁目、都町の一部及び神明町1丁目の一部
二子周辺地区	二子2丁目、3丁目の一部、4丁目、溝口4丁目の一部及び諏訪1丁目の一部

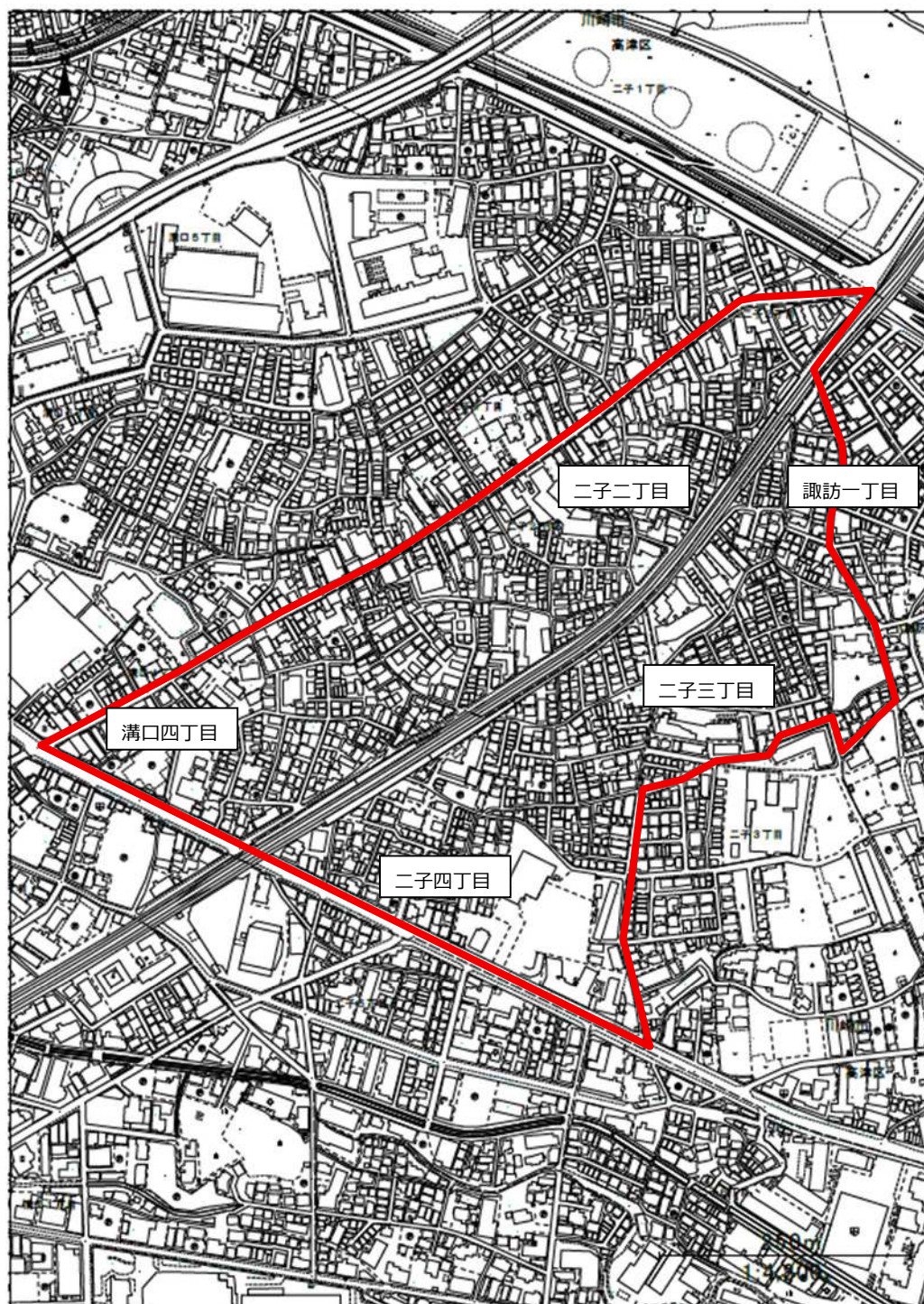
小田周辺地区



幸町周辺地区



二子周辺地区



狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道・拡幅等整備用）

年 月 日

（あて先）
川崎市長

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、後退用地の整備等について次のとおり協議します。

申 請 場 所 ・ 地 名 地 番	川崎市 区	
申 請 場 所 ・ 住 居 表 示	川崎市 区	
申 請 者 （ 建 築 主 等 ）	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()
土 地 所 有 者 等	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()
代 理 者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()
後退用地の 拡幅等整備について	☐ 市が実施する拡幅等整備を希望する ☐ 本協議にあたり、申請者は、周囲の土地所有者による境界承諾書等の登記用図書を 後日提出する見込みがある	
後退用地の維持管理について	☐ 所有権が市に移転するまで、維持管理は建築主等及び土地所有者が行う	
整備支障物件について	☐ ある () ☐ なし	
整備支障物件の 除去費等の助成について	☐ 希望する ☐ 希望しない	
隅切用地について	☐ 寄附する（奨励金の交付を受ける） ☐ 自主管理する ☐ 隅切用地なし	
建築工事着手及び完了予定	年 月 日 ～ 年 月 日	

注 1 添付図書 (1) 後退用地寄附申出書（拡幅等整備用） (2) 拡幅等整備承諾書 (3) 土地境界確定図（あれば）
2 提出部数は 1 部です。
3 協議完了後、実測図は閲覧に供する場合があります。
4 協議を行う時期（年度末等）や審査状況によっては、協議成立までに 30 日を超えることがあります。
5 現況の状況や計画内容によっては、寄附の受入れ又は拡幅等整備の実施ができない場合があります。

		狭あい番号	
拡幅等整備承諾書	後退用地寄附申出書	助成金交付申請書	狭あい協議受付
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第1項の規定に基づき、後退用地等の整備等について次のとおり協議します。

申 請 場 所 ・ 地 名 地 番	川崎市 区	
申 請 場 所 ・ 住 居 表 示	川崎市 区	
申 請 者 （ 建 築 主 等 ）	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	（ ）
土 地 所 有 者 等	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	（ ）
代 理 者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	（ ）

後 退 用 地 等 の 舗 装 （ い ず れ か を 明 示 ）	☐ 市による舗装等整備（無料）を希望します。* （ 隅切用地 ☐ 無 ・ ☐ 有 ） ☐ 自費による整備を行います。 ☐ 舗装済み。
後 退 用 地 の 寄 附 （ い ず れ か を 明 示 ）	☐ 寄附を申出します。 ☐ 寄附を申出しません。
整 備 支 障 物 件	☐ 無 ☐ 有 （ ）
後 退 用 地 の 高 低 差	☐ 無 ☐ 有 （ m ）
建 築 工 事 着 手 及 び 完 了 予 定	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 確認受付		年 月 日	確認受付番号		※ 後退杭等支給
※ 受 付	※ 建築審査課受付	※ 舗装等整備 申出書提出	※ 寄附申出書 提出	※ 助成金交付 申請書提出	年 月 日
					後退杭： 本
					後退鉋： 本
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	※ 建築審査課支給

注1 ※市による舗装等整備（無料）を希望する場合、第7号様式（舗装整備申出書）も同時に提出してください。

2 添付図書 (1)案内図、(2)配置図（後退寸法、後退杭等の設置位置及び市杭等の位置を記入してください。）、(3)道水路台帳の写し、(4)公図の写し（(1)～(4)には、敷地の位置等を記入してください。）

3 ※印のある欄には、記入しないでください。

4 提出部数は1部です。（ただし、後退用地寄附申出書（公道用）（第5号様式）及び舗装等整備申出書（公道用）（第7号様式）を提出する場合は、それぞれ狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第2号様式）の写しを1部追加してください。）

狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第1項の規定に基づき、後退用地等の整備等について次のとおり協議します。

申 請 場 所 ・ 地 名 地 番	川崎市 区	
申 請 場 所 ・ 住 居 表 示	川崎市 区	
申 請 者 （ 建 築 主 等 ）	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()
土 地 所 有 者 等	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()
代 理 者	住所	
	ふりがな	
	氏名	
	電話	()

後 退 用 地 等 の 舗 装 （ い ず れ か を 明 示 ）	☐ 自主整備します。 ☐ 関係権利者の承諾書等の必要図書を用意し、市による舗装等整備（無料）を希望します。（隅切用地 ☐ 無 ・ ☐ 有） ☐ 舗装済み。
整 備 支 障 物 件	☐ 無 ☐ 有 ()
後 退 用 地 の 高 低 差	☐ 無 ☐ 有 (m)
建 築 工 事 着 手 及 び 完 了 予 定	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 確認受付 年 月 日 確認受付番号			※ 後退杭等支給	
※ 受 付	※ 建築審査課受付	※ 舗装等整備申出書 及び承諾書提出 年 月 日	年 月 日	
			後退杭：	本
			後退鉋：	本
			中心杭：	本
			※ 建築審査課支給	

- 注1 添付図書 (1)案内図、(2)配置図（後退寸法、後退杭及び中心杭等の設置位置、並びに、既存境界杭等及び側溝等の位置を記入してください。）、(3)道水路台帳の写し、(4)公図の写し（(1)～(4)には敷地の位置等を記入してください。）
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 提出部数は、1部です。（ただし、舗装等整備申出書（私道用）（第8号様式）を提出する場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第3号様式）の写しを1部追加してください。）

後退用地寄附申出書（拡幅等整備用）

年 月 日

（あて先）

川崎市長

土地所有者

住所

ふりがな

氏名

印

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第4項に基づき、次の後退用地等を寄附しますので申し、次の事項を誓約します。（狭あい番号_____）

1 後退用地の所在

川崎市_____区_____

2 後退用地等面積

_____平方メートル

誓約事項

- 1 後退用地及び寄附する場合の隅切用地については、所有権が市に移転するまでの間、道路の機能を損なわず、適切に維持管理します。
- 2 後退用地及び寄附する場合の隅切用地内の支障物の管理については、除却又は移設が完了するまで責任を負います。
- 3 自己都合により寄附の申込みを取り下げる場合は、要綱第13条の規定に基づき、拡幅等整備費用が生じた際は自費で負担します。

注 1 提出部数は、1部です。

2 押印は、実印を使用してください。

3 現況の状況や計画内容によっては、寄附の受入れ又は拡幅等整備の実施ができない場合があります。

後退用地寄附申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

土地所有者 住所 _____
ふりがな
氏名 _____ 印
電話 _____

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第4項の規定に基づき、次の後退用地を寄附しますので申出します。

1 後退用地の所在

川崎市 区

2 後退用地面積

平方メートル

当該後退用地を川崎市又は私が事前に舗装等整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、後退杭等の位置は狭あい道路中心からの後退位置であり、必ずしも公道の中心線によるものではないことを承知しています。

————— 誓約事項 —————

- 1 後退用地について、市管理道路への編入がされるまでは、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、擁壁等の工作物を築造、又は柵等の設備を設置したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市又は私が舗装等整備した後退用地部分について市管理道路への編入までの間は、私及び建築主等の責任において維持管理すること。
- 3 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

注1 添付図書 (1)案内図、(2)配置図、(3)後退用地部分の求積図、(4)公図の写し、(5)土地登記事項証明書（後退用地に抵当権が設定されている場合は、原則として、抹消する必要があります。）、(6)印鑑登録証明書（法人の場合は資格証明書が必要です。）

- 2 押印は、実印を使用してください。
- 3 提出部数は、4部です。（うち3部は、コピーで構いません。）
- 4 諸条件に適合しない場合は、寄附できない場合があります。
- 5 第15条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地の整備を行うことはできませんので、必ず自主整備を行ってください。
- 6 後退用地寄附申出書は、（公道用）のみで（私道用）はありません。
- 7 狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第2号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

拡幅等整備承諾書

年 月 日

（あて先）

川崎市長

建築主等

住所

ふりがな

氏名

電話

土地所有者等

住所

ふりがな

氏名

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第 5 条第 5 項の規定にに基づき、当該後退用地等について、川崎市が拡幅等整備することを承諾し、次の事項を誓約します。（狭あい番号_____）

誓約事項

- 1 後退用地及び寄付する場合の隅切用地については、所有権が市に移転するまでの間、道路の機能を損なわず、適切に維持管理します。
- 2 後退用地及び寄付する場合の隅切用地については、更地かつ路面と水平になるよう施工します。
- 3 後退用地及び寄付する場合の隅切用地内の支障物の管理については、撤去又は移設が完了するまで責任を負います。
- 4 拡幅整備に伴い電柱等の後退移設が必要となる場合には、設置者との協議に誠実に応じます。
- 5 後退用地及び寄付する場合の隅切用地の拡幅整備に伴う舗装工事及びL形側溝の移設等については、市が定める道路の施工基準により拡幅整備が行われることを了承します。
- 6 本市による拡幅等整備の時期については、他の工事申請の混雑状況や財政状況により、本市が決定するため、希望に添えない場合があることを了承します。

注 1 提出部数は、1 部です。

舗装等整備申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

建 築 主 等

住所

ふりがな

氏名

電話

土地所有者等

住所

ふりがな

氏名

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第5項の規定に基づき、当該後退用地等について川崎市が舗装等整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、後退杭等の位置は狭あい道路中心からの後退位置であり、必ずしも公道の中心線によるものではないことを承知しています。

誓約事項

- 1 後退用地について、私が権利を有する土地であっても、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市が舗装等整備した隅切用地について、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 3 川崎市が舗装等整備した後退用地等部分については、私の責任において維持管理すること。
- 4 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

注1 提出部数は、1部です。

2 第15条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地等の整備を行うことはできません。

3 狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第2号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

舗装等整備申出書（私道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

建 築 主 等

住所

ふりがな

氏名

電話

土地所有者等

住所

ふりがな

氏名

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第5条第6項の規定に基づき、当該後退用地等について川崎市が舗装等整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、私道であるため、法第42条第2項の規定による道路の位置を確定するための、中心杭及び後退杭等の位置は関係権利者全員で確認の上で決定し、私の責任において現地に設置したものです。

誓約事項

- 1 後退用地について、私が権利を有する土地であっても、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市が舗装等整備した隅切用地について、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 3 川崎市が舗装等整備した後退用地等部分については、私の責任において維持管理すること。
- 4 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

注1 添付図書 後退用地等の境界及び舗装整備に係る（私道用）承諾書（第9号様式）

2 提出部数は、1部です。

3 第15条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地等の整備を行うことはできません。

4 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第3号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

後退用地等の境界及び舗装等整備に係る承諾書（私道用）

（申請場所・建築主等氏名）

_____ 申請に係る狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

（第3号様式）の添付図書で定める配置図に記載されているとおり、法第42条第2項に規定する道路の境界（中心線及び後退線）及び申請者が申請した後退用地等の舗装等の整備については、異議ありません。

また、申請場所の舗装等の整備に伴って生じる、隣接地への擦り付け舗装等を行うことに異議ありません。

なお、舗装等整備完了後、建築主等が設置した中心杭及び後退杭等の維持保全に努めていきます。

年 月 日

ア	イ	ウ	エ
舗装した後退用地等に関する権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物の所在地	権利の種別	権利者の住所・氏名
備 考			

- 注1 添付図書 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第3号様式）の添付図書で定める配置図（中心杭及び後退杭等から既存境界杭等及び側溝等までの距離を記入してください。）
- 2 承諾書が必要な関係権利者の範囲は、申請する後退用地及びその後退線から反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物の所有者等です。また、隅切用地の舗装等整備をする場合には、当該用地及びその隣接地の土地及び建物の所有者等も含まれます。
- 3 アの欄には、土地又は建築物の別を記入して下さい。
- 4 イの欄には、公図に記載されている地番を記入して下さい。
- 5 ウの欄には、権利の種別（所有権、賃借権等）を記入して下さい。
- 6 エの欄の権利者の氏名の記載は、必ず自署で行って下さい。
- 7 本承諾書は、複数人で利用しても、1名で利用してもどちらでも構いません。
- 8 提出部数は、1部です。

後退用地等の境界及び舗装等整備に係る承諾書（私道用）

（申請場所・建築主等氏名）

川崎市川崎区〇〇町123-1・川崎 一郎 申請に係る狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

（第3号様式）の添付図書で定める配置図に記載されているとおり、法第42条第2項に規定する道路の境界（中心線及び後退線）及び申請者が申請した後退用地等の舗装等の整備については、異議ありません。

また、申請場所の舗装等の整備に伴って生じる、隣接地への擦り付け舗装等を行うことに異議ありません。

なお、舗装整備完了後、建築主等が設置した中心杭及び後退杭等の維持保全に努めていきます。

令和8年 8月 1日

ア	イ	ウ	エ
舗装する後退用地等に関係のある権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物の所在地	権利の種別	権利者の住所・氏名
土地、建物	川崎市川崎区〇〇町123-2	所有権	川崎市川崎区〇〇町123-2 中原 太郎
土地	川崎市川崎区〇〇町123-3	所有権	横浜市鶴見区〇〇3210-89 高津 幸子、高津 二郎
建物	川崎市川崎区〇〇町123-3	所有権	川崎市川崎区〇〇町123-3 宮前 麻生
土地、建物	川崎市川崎区〇〇町123-4	所有権	川崎市多摩区〇〇3-4-5 多摩 三郎
備考			

- 注1 添付図書 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第3号様式）の添付図書で定める配置図（中心杭及び後退杭等から既存境界杭等及び側溝等までの距離を記入してください。）
- 2 承諾書が必要な関係権利者の範囲は、申請する後退用地及びその後退線から反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物の所有者等です。また、隅切用地の舗装等整備をする場合には、当該用地及びその隣接地の土地及び建物の所有者等も含まれます。
- 3 アの欄には、土地又は建築物の別を記入して下さい。
- 4 イの欄には、公図に記載されている地番を記入して下さい。
- 5 ウの欄には、権利の種別（所有権、賃借権等）を記入して下さい。
- 6 エの欄の権利者の氏名の記載は、必ず自署で行って下さい。
- 7 本承諾書は、複数人で利用しても、1名で利用してもどちらでも構いません。
- 8 提出部数は、1部です。

後退用地等に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（公道・私道共用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

土地所有者 住所

作成・提出不要です

詳細は、『無料舗装制度の概要』をご覧ください

次の土地について、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第7条第1項の規定による後退用地等の整備後、固定資産税及び都市計画税について地方税法第348条第2項第5号及び同法第702条の2第2項の規定に基づく非課税の扱いを受けたいので申告します。

土 地 の 所 在		地 目	地 積 (平方メートル)	左のうち後 退用地等の 地積(平方 メートル)	備 考
町 名	地 番				
合 計					

- 注1 各筆ごとに後退用地等部分の地積を記入し、その地積が確認できる図面を添付してください。
- 2 提出部数は、1部です。
- 3 この様式は、第7条第1項の規定により、川崎市が後退用地等の整備を行った場合のみ提出するものです。（ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってください。）
- 4 川崎市が後退用地等の整備を行わない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってください。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A

※モデル地域内で新たな取組を利用しない場合も含む

Q 1：要綱の第 1～10 号様式の中で、申請ケースごとに必要な様式を教えてください。

A 1：市による舗装整備の有無別、寄附の有無別によって提出する様式が異なりますので、よく確認をして下さい。

(※現道が私道の場合は「よくある質問Q&A 市内全域 私道用」をご覧ください。)

- 「市舗装有・寄附有の場合」：2号様式・5号様式・7号様式（・10号様式(*)）
- 「市舗装有・寄附無の場合」：2号様式・7号様式（・10号様式(*)）
- 「市舗装無・寄附有の場合」：2号様式・5号様式
- 「市舗装無・寄附無の場合」：2号様式のみ

(*) 10号様式は舗装工事完了後に市委託業者に書類を渡していただくため、申請時は不要です。

Q 2：市で舗装出来ない場合、非課税申告書（第 10 号様式）の提出は出来ないのですか？

A 2：本要綱の第 10 号様式による非課税申告書は市で舗装を行った場合のみを対象としています。

なお、市で舗装を行わない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってもらうこととなります。

また、提出書類等についても、資産税課にお問い合わせ下さい。

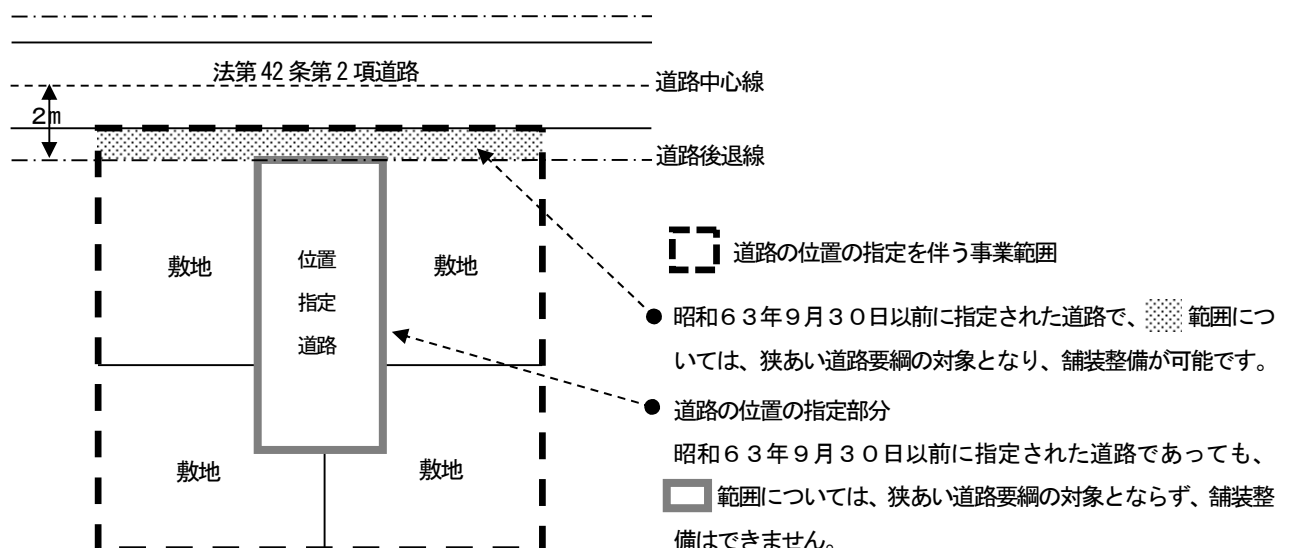
Q 3：市で後退用地の舗装が出来ない場合もあるのですか？

A 3：要綱第 15 条（適用除外）に該当する場合、市で舗装することは出来ませんので、御理解をお願いします。なお、主な内容は以下のことが挙げられます。

- ①公道部分が未舗装の場合
- ②法人申請、総合調整条例適用事業などに該当する場合
- ③舗装幅や舗装延長が狭小の場合（※Q 4、Q 5 参照）
- ④現場の状況（排水、勾配、境界等）等により、市で舗装出来ないと判断した場合

Q 3-1：要綱第 15 条第 1 項（3）はどういう意味ですか？

A 3-1：建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を伴う事業範囲内については、要綱の適用除外となり、市で後退用地の舗装等はできません。しかし昭和 63 年 9 月 30 日以前に指定を受けたものにあつては、事業範囲のうち一部が対象になります。（下図参照）



Q 4 : 「舗装幅が狭小」の基準は何cmですか？また、その理由は何ですか？

A 4 : 舗装することが出来る幅が「20cm未満」の場合は、工事が困難であるため、原則として市で舗装は行っていません。困難である理由としては、以下のことが挙げられます。

- ①物理的な制約があり、人力工事で十分な転圧が出来ないため、強度の担保が出来ない。
- ②外構を機械で傷つけてしまう可能性がある。
- ③外構をアスファルト乳剤・合材等で汚してしまう可能性がある。

従って、舗装幅20cm未満の場合は、外構工事の時等にモルタル等で舗装していただくようお願いします。

※但し、寄附をする場合は、道路管理者と舗装構成等について協議を行って下さい。

Q 5 : 「舗装延長が狭小」の基準は何mですか？また、その理由は何ですか？

A 5 : いわゆる旗竿敷地において、その箇所のみで舗装を行った場合には、舗装が破損し易いため、延長4m未満の場合は、原則として市では舗装は行っていません。

但し、隣接地と一体的な舗装が可能な場合に新たな申請があれば、工事を行うことは可能です。

Q 6 : 後退杭等は現場にいつ設置すればよいのですか？また、設置後、市で確認するのですか？

A 6 : 市で支給した後退杭等は、原則として建築確認申請を行う前までに現場に設置して下さい。
設置後、メールで写真報告をお願いします。

Q 7 : 舗装工事はいつ頃行ってくれるのですか？

A 7 : 舗装工事は、原則として建築主の外構工事の完了後に行うこととなります。

なお、舗装時期等の調整については、本市で委託した業者が必要に応じて数回現場の確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。

(※また、市の工事請負業者の契約期間や予算額等の都合上、2月頃から5月頃の間のご工事は出来ませんので、御理解をお願いします。)

Q 8 : 寄附をする場合の利点は何ですか？

A 8 : 寄附した場合、以下の様な利点があります。

- ①後退用地の維持管理を市で行うことになる。
(※私有財産のままの場合は、土地所有者等が維持管理を行うことになります。)
- ②私有財産のままの場合は、相続税が課税となる可能性がある。
(※ケースバイケースのため、所管の税務署(国税庁)にお問い合わせ下さい。)

Q 9 : 寄附申請を提出してから、どれ位で寄附となりますか？

A 9 : 寄附についての審査は、道路管理者が行いますが、一般的には1年以上後になっています。

Q 10 : 寄附申請を提出しても寄附に至らない場合もあるのですか？

A 10 : 審査結果によっては、寄附が出来ない場合があります。

寄附が出来ない主な具体例は、以下の事項です。

- ①寄附予定地(後退用地)に抵当権がある。(※土地所有者が抹消する必要があります。)
- ②寄附予定地のセットバックが道路中心から2.00m未満である。
(※例えば、1.98mでは寄附出来ません。)
- ③寄附予定地に支障物件(汚水桮、水道バルブ、隣地境の塀の一部等)がある。
※建築審査課で舗装出来ない場合(Q3を参照)は自費で工事を行って下さい。
※その他、詳細事項は道路管理者(各区の道路公園センター等)にお問い合わせ下さい。

Q 1 1 : 寄附をする場合は、申請前に寄附予定地の分筆をしなければならないのですか？

A 1 1 : 寄附をする場合、最終的には必ず分筆されるために、事前に申請者によって分筆しておく方が望ましいのですが、分筆されていない場合には、後ほど市で分筆を行うことも可能です。

Q 1 2 : 寄附しない場合でも、分筆しなければならないのですか？

A 1 2 : 後退位置をより明確にするために分筆することは望ましいことだと思いますが、必ずしも分筆しなければならないというものではありません。

なお、寄附をしない場合、市で分筆を行うことは出来ません。

Q 1 3 : 本要綱の協議窓口は何処ですか？

A 1 3 : まちづくり局 建築審査課で協議を行うこととなります。

Q 1 4 : 後退用地と併せて隅切用地を市に寄附することは可能ですか？

A 1 4 : 隅切用地の寄附を要望する場合は、現場に応じた個別判断になりますので、各区道路公園センターへご相談ください。尚、隅切用地を市に寄附した場合、今後当該隅切用地は敷地面積に算入することが出来なくなってしまうのでご了承ください。

Q 1 5 : 法人申請で寄附希望です。舗装整備や分筆などの手続きは必要ですか？

A 1 5 : 個人申請と異なり、法人申請の場合は後退用地の測量、分筆登記、舗装整備等が必要となります。詳細は別紙『後退用地寄附をご希望される皆様へ』をご覧ください。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A

Q 1 : 「私道舗装助成制度」とはどこが違うのですか？

A 1 : 「本要綱」は、境界が確定している 2 項道路で現道が舗装されている場合に、後退用地を 1 宅地分のみ、全額市負担で舗装整備をする事業です。

一方、「私道舗装助成制度」は、現道が未舗装の場合に、道路全体を皆さんが舗装工事をする場合に、市が助成金（工事内容によって、市積算単価の 90～70%）を支給する制度です。

なお、「私道舗装助成制度」の詳細については各区の道路公園センターにお問い合わせ下さい。

Q 2 : 要綱の第 1～10 号様式の中で、申請ケースごとに必要な様式を教えてください。

A 2 : 市による舗装整備の有無によって提出する様式が異なってきますので、よく確認をして下さい。

（※現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。）

（※現道が公道の場合は、「よくある質問 Q & A 市内全域 公道用」をご覧ください。）

● 「市舗装無の場合」：3 号様式のみ

● 「市舗装有の場合」：3 号様式・8 号様式・9 号様式（・10 号様式(*)）

（※）10 号様式は舗装工事完了後に市委託業者に書類を渡していただくため、申請時は不要です。

また、現道が非課税の扱いとなっていない場合は、本様式の提出は出来ません。

なお詳しくは、各市税事務所の資産税課にお問い合わせ下さい。）

Q 3 : 現道が私道の場合、寄附は出来ないのですか？

A 3 : 現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。私道を寄附する場合は、路線全体を考えていく必要がありますが、様々な条件（幅員、延長、排水、抵当権、等）がありますので、詳しくは道路管理者（各区の道路公園センター等）にお問い合わせ下さい。

Q 4 : 市で舗装出来ない場合、非課税申告書（第 10 号様式）の提出は出来ないのですか？

A 4 : 本要綱の第 10 号様式による非課税申告書は市で舗装を行った場合のみを対象としています。

なお、市で舗装を行わない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってもらうこととなります。

また、提出書類等についても、資産税課にお問い合わせ下さい。

Q 5 : 市で後退用地の舗装が出来ない場合もあるのですか？

A 5 : 要綱第 15 条（適用除外）に該当するなどの場合は、市で舗装することは出来ませんので、御理解をお願いします。なお、主な内容は以下のことが挙げられます。

① 現道部分が未舗装の場合

② 法人申請、総合調整条例適用事業などに該当する場合

③ 舗装幅や舗装延長が狭小の場合（※Q 6、Q 7 参照）

④ 既存境界杭等によって中心線が確定できない場合

⑤ 関係権利者全員の承諾書（第 9 号様式）が無い場合（※Q 8、Q 9 参照）

⑥ 現場の状況（境界、排水、勾配等）等により、市で舗装出来ないと判断した場合

Q 6 : 「舗装幅が狭小」の基準は何 cm ですか？また、その理由は何ですか？

A 6 : 舗装することが出来る幅が「20 cm 未満」の場合は、工事が困難であるため、原則として市で舗装は行っていません。困難である理由としては、以下のことが挙げられます。

① 物理的な制約があり、人力工事で十分な転圧が出来ないため、強度の担保が出来ない。

② 外構を機械で傷つけてしまう可能性がある。

③ 外構をアスファルト乳剤・合材等で汚してしまう可能性がある。

従って、舗装幅 20 cm 未満の場合は、外構工事の時等にモルタル等で舗装していただくよう

をお願いします。

Q7：「舗装延長が狭小」の基準は何mですか？また、その理由は何ですか？

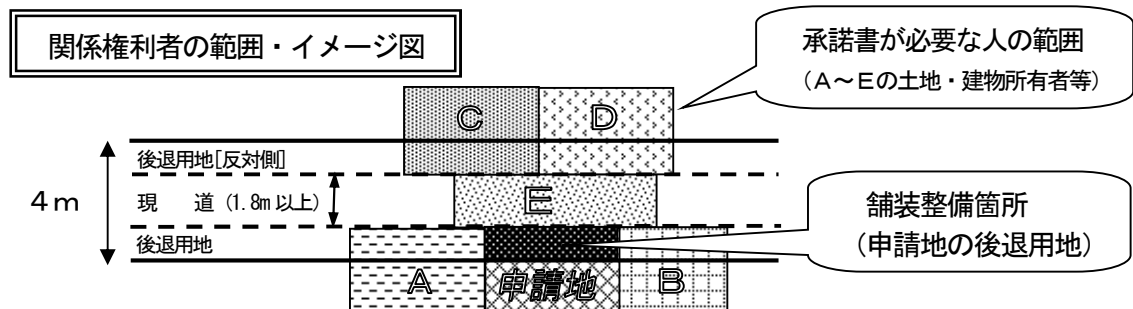
A7：いわゆる旗竿敷地において、その箇所のみで舗装を行った場合には、舗装が破損し易いため、延長4m未満の場合は、原則として市では舗装を行っていません。
但し、隣接地と一体的な舗装が可能な場合に新たな申請があれば、工事を行うことは可能です。

Q8：なぜ、私道で舗装する場合は、関係権利者の承諾書（第9号様式）が必要なのですか？

A8：公道の場合は、市杭等から2項道路の中心及び後退位置を確認出来ますが、私道の場合は、関係権利者の皆さんで2項道路の中心及び後退位置を確認していただく必要があります。本要綱では申請者に中心杭及び後退杭等を支給しますが、これらの位置を皆さんで確認（図面及び現場）していただいていることを市で確認するために、承諾書を添付していただいています。
なお、隣接地に舗装を擦り付ける場合もあるため、その工事の承諾も兼ねています。

Q9：承諾書（第9号様式）が必要な関係権利者の範囲を教えてください。

A9：承諾書の必要な権利者の範囲は、承諾書の注2の欄に「申請する後退用地及びその後退線の反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物所有者等」としています。文書にすると難しくなってしまうますが、イメージ図で表現すると以下ようになります。



承諾書は2項道路の中心及び後退位置を皆さんで認識しあい、今後のトラブルを防ぐために必要な書類ですので、第2号様式の配置図とセットにして、全員の承諾書をもらって下さい。

Q10：中心・後退杭等は現場にいつ設置すればよいのですか？また、設置後、市で確認するのですか？

A10：市で支給した中心・後退杭等は、原則として建築確認申請を行う前までに現場に設置して下さい。また、関係権利者の皆さんにもその位置を確認してもらって下さい。
設置後、メールで写真報告をお願いします。

Q11：舗装工事はいつ頃行ってくれるのですか？

A11：舗装工事は、原則として建築主の外構工事の完了後に行うこととなります。

なお、舗装時期等の調整については、本市で委託した業者が必要に応じて数回現場の確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。

（※また、市の工事請負業者の契約期間や予算額等の都合上、2月頃から5月頃の間のご工事は出来ませんので、御理解をお願いします。）

Q12：後退用地は分筆しなければならないのですか？

A12：後退位置をより明確にするために分筆することは望ましいことだと思いますが、必ずしも分筆しなければならないというものではありません。なお、市で分筆を行うことは出来ません。

Q13：本要綱の協議窓口は何処ですか？

A13：まちづくり局 建築審査課で協議を行うこととなります。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q & A

Q 1 : モデル地域ではどのような取組を行っているのですか？

A 1 : モデル地域では、後退用地を寄附していただきやすくするため、市が測量や図面作成、登記手続、舗装整備などの支援を行う新たな取組を試行しています。後退用地を寄附により公道化し、道路として市が整備を進め、また、交差点部にある土地について、隅切奨励金を交付し隅切り部分の寄附を進め交差点での見通しの確保を行うことで、より安全で通行しやすい道路を増やすことを目指しています。

Q 2 : どのように手続きを行えばよいですか？

A 2 : まずは、建築審査課 道路施策推進担当へご相談ください。
電話、メール、LoGo フォームでご相談いただけます。ご相談後、本市職員が現地を確認し、寄附の対象となるかを確認したうえで、手続きの進め方についてご説明します。
ご希望があれば、制度説明にお伺いすることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

Q 3 : モデル地域の支援を利用する場合の狭あい協議の進め方を教えてください。

A 3 : モデル地域の支援を利用する場合は、通常であれば建築主等が準備する現地の測量、道路中心線や後退位置についての図面作成など、狭あい協議に必要な資料一式を本市が作成します。建築主等の皆様には、その内容を確認・了承していただくだけで狭あい協議は完了します。

Q 4 : モデル地域の支援は、誰でも利用できますか？

A 4 : モデル地域内で後退用地の寄附を希望される方が対象です。個人・法人を問わず利用できます。
※開発行為や土地区画整理事業など、一部対象外となる事業があります。詳しくはお問い合わせください。

Q 5 : 後退用地を寄附する場合、費用はかかりますか？

A 5 : モデル地域での取組を利用する場合、寄附手続に必要な測量・図面作成・登記手続・道路整備については、申請者の費用負担はありません。
また、後退用地内にある門、塀、樹木等の撤去や移設等に要する費用については申請者の負担となりますが、建替え計画が無い場合など、一定の条件のもと、50 万円を上限として助成金を利用できます。
なお、公道内にある電柱を後退用地へ移設するための費用については原則として申請者の費用負担はありません。（寄附前の後退用地内にある電柱を移設するための費用については、申請者の負担となります。）

Q 6 : 後退用地を寄附すると固定資産税はどうなりますか？

A 6 : 後退用地を寄附した後は、市が所有者となるため、寄附した部分に対する固定資産税・都市計画税は課税されません。

Q 7 : 後退用地の幅や長さが狭小でも問題ありませんか？

A 7 : 測量・図面作成、登記手続、電柱移設、助成金等は、後退用地の幅や長さが狭小でも利用できます。
ただし、舗装整備については、幅が 20cm 未満又は延長が 4m 未満の場合、施工が難しいことがあります。詳しくは現地の状況によって異なりますので、お気軽にご相談ください。

Q 8 : 手続きにはどれくらいの期間が必要ですか？

A 8 : 建築工事に要する期間によっても異なりますが、一般的な戸建て住宅の場合、申請から寄附完了までの期間を概ね1年程度とすることを目指しています。モデル地域では、複数の部署にまたがっていた手続や工事の実施等をまちづくり局が一括して行うことで、手続期間の短縮を図っています。

全市を対象とした取組では、寄附完了までに概ね3年以上を要する場合がありますが、モデル地域での取組では、概ね1年程度への短縮を目指しています。

Q 9 : 後退用地を寄附する場合、隣の人同意も必要ですか？

A 9 : 登記手続を行うにあたり隣接地権者の方との境界確認や立会、同意が必要となる場合があります。

まずは市で状況を確認しますので、ご相談ください。

Q 10 : まだ建替え予定がありませんが相談できますか？

A 10 : 建替え予定がない場合でも、ご相談いただけます。

なお、建替え計画が無い場合については、後退用地内にある門、塀、樹木等の撤去や移設等に要する費用について、一定の条件のもと、50万円を上限として助成金を利用できます。